

新型コロナ5類移行へ

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが

5月8日から 5類感染症に変更

○変わること

- ・ 陽性者や濃厚接触者の外出等の制限がなくなります
- ・ 陽性者登録や健康観察がなくなります
- ・ 治療費に自己負担額が生じます
- ・ ワクチン接種の対象者が変わります
- ・ 療養期間の考え方が変わります

新型コロナウイルス5類移行へ

コロナ陽性になったときの療養期間の考え方が変わります

5月8日からは

- ・ 個人の判断を尊重
- ・ 発症から5日間経過かつ症状軽快後24時間経過までは外出を控えることを推奨
- ・ 10日間が経過するまではマスク着用や高齢者などハイリスク者との接触を控えることを推奨

新型コロナ5類移行へ

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが

5月8日から 5類感染症に変更

○変わらないこと

- ・換気、手洗いなど基本的な感染防止対策は継続を
- ・コロナ症状があるときは診療・検査医療機関で受診を
- ・受診に迷う場合などは県コロナ総合相談センターに連絡を
- ・ワクチン接種は無料です

withコロナからポストコロナへ ～新型コロナ5類移行に向けたロードマップ～

		～5月7日	5月8日～
県民生活	医療費 公費支援	医療費（外来・入院）の 自己負担分を公費支援	医療費は自己負担 （コロナ治療薬と入院費用の一部の公費支援を継続）
	県民相談	【～4月20日】 県民サポートセンター 受診・相談センター	【4月21日～】 埼玉県コロナ総合相談センター（看護師を配置し24時間対応）
	ワクチン接種 （オミクロン株 対応ワクチン）	令和4年秋開始接種	令和5年春開始接種（～8月末） ①65歳以上②基礎疾患を有する者③医療介護従事者等
	療養期間	発症から7日間経過かつ24時間 症状軽快	個人の判断を尊重 ・発症から5日間経過かつ24時間症状軽快までは外出を控えること を推奨
	濃厚接触者	陽性者との最終接触日から 5日間外出自粛及び健康観察	濃厚接触者の特定及び外出自粛なし ・陽性者の同居家族には発症日から7日間経過まではマスクの着用 等と呼びかけ
	基本的な感染 対策等	県民に対する基本的な感染対策の周知を継続、あらかじめ抗原定性検査キットや解熱薬の備蓄を周知、マスクの着用は個人の判断に（3月13日～）	

withコロナからポストコロナへ ～新型コロナ5類移行に向けたロードマップ～

		～5月7日	5月8日～
医療提供体制	外来	診療・検査医療機関として患者を診察	幅広い医療機関で「患者を限定せず診察」するよう促進 ・診療・検査医療機関として公表を継続 ・感染対策の見直しの周知、設備整備等の支援を継続
	入院	患者受け入れ医療機関の拡充、移行計画の策定	幅広い医療機関での受け入れ促進 ・个人防护具の使い方や病室単位での感染対策の見直し、設備整備等の支援を継続
		県による病床確保の継続 ・軽症・中等症（～6月末） ・重症（～9月末）	
	入院調整	病診連携・病病連携に向け検討、移行計画の策定	病診連携・病病連携を原則とした入院調整 ・軽症・中等症は、病診・病病連携で入院依頼 ・入院可能な状況を医療機関等が確認できる仕組みを活用 重症患者は、行政が支援 コーディネーター等が助言

withコロナからポストコロナへ ～新型コロナ5類移行に向けたロードマップ～

		～5月7日	5月8日～
その他	高齢者施設等への対応	平時からの取組を強化し、感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等を継続・感染対策の助言・指導、COVMAT・eMATによる支援、感染拡大期における施設職員等に対する集中検査、入院調整に対応できる医療機関の確保、施設内療養の支援を実施	
	高齢者支援型臨時施設	当面の間継続（～9月末まで）	
	サーベイランス	発生届5月7日で終了	定点医療機関（インフル／コロナ定点など）による把握
	自宅療養	5月7日で終了	
	宿泊施設療養	4月末で終了	

県民の皆様へ ～5月8日からこう変わります～

これまで

● 発熱等コロナの症状があるとき

- ・ 診療・検査医療機関を検索して受診
- ・ 受診先の確認、受診に迷う場合は
県コロナ総合相談センターに電話

● 医療機関にかかるとき

- ・ 診療・検査医療機関を公表
- ・ 外来・入院医療費は自己負担分を公費支援

● コロナ陽性とわかったら

- ・ 一定期間、自宅やホテルで療養、健康観察
- ・ 同居家族は濃厚接触者として行動制限
- ・ 体調悪化時は電話相談

● ワクチン接種（オミクロン2価）

- ・ ワクチン接種は無料

5月8日から

- ・ 当面の間、診療・検査医療機関を受診
- ・ 受診先の確認、受診に迷う場合は
県コロナ総合相談センターに電話

- ・ 受診可能な診療・検査医療機関の公表を継続
- ・ 原則として、自己負担あり
(コロナ治療薬と入院医療費の一部は公費支援)

- ・ 体調悪化時は医療機関を受診
- ・ 電話相談は継続（県コロナ総合相談センター）

- ・ ワクチン接種は引き続き無料

発熱などでお困りの場合は

発熱などコロナの症状があった場合、受診可能な診療・検査医療機関を検索いただくか、県コロナ総合相談センターにご連絡を。受診に迷う場合もご相談ください。

発熱等でお困りの方



システムで医療機関を検索し、予約の上 受診

埼玉県診療・検査医療機関

検索



または

県コロナ総合相談センター（24時間受付）

☎ 0570-783-770

医療機関を受診



受診先の確認や受診に迷う場合は

埼玉県コロナ総合相談センター

0570-783-770

看護師常駐 24時間受付

県民の皆様へ

新型コロナが5類になった後もウイルスがなくなるわけではありません！

体調不安や発熱などの症状がある場合は

- 外出を控え安静にし、体調悪化時は医療機関を受診しましょう
- 受診に迷ったときは、埼玉県コロナ総合相談センターにお電話を

基本的な感染防止対策の継続を

- 流行状況に気を付けながら、換気、手洗いなど基本的な感染防止対策を継続しましょう

ワクチン接種の検討を

- 対象となる方は、感染対策の一つとしてワクチン接種の検討を

令和5年春開始接種について

◆ 5月8日から、新型コロナワクチンの**令和5年春開始接種**がスタートします。

令和5年春開始接種とは？

高齢者等を対象とした、
オミクロン株対応ワクチン追加接種です



実施期間	令和5年5月8日～8月末
接種対象	従来型ワクチンを2回以上接種した、以下いずれかに該当する方 65歳以上の方 / 5～64歳の基礎疾患を有する方 / 医療介護従事者等の方
その他	・ 令和4年度にオミクロン株対応ワクチンを接種済みの方・未接種の方ともに接種可能です ・ 最後の接種から3か月以上の間隔をあける必要があります

ワクチン未接種の方については？

以下のワクチン接種は、引き続き実施しています

- ・ 従来型ワクチン初回接種（生後6か月以上の全ての方）
- ・ 5～11歳のオミクロン株対応ワクチン接種

初回接種を完了した12～64歳の
次回の追加接種は、令和5年9月以降に実施予定

使用ワクチン
未定

～ 詳細情報はこちらからご確認ください ～

埼玉県コロナワクチン

検索

～ 感染対策の1つとして、死亡リスク／感染リスクの低減が確認されているワクチン接種もご検討ください ～

性の多様性への合理的な配慮に係るトイレ設置の考え方

性別区分のないトイレ（オールジェンダートイレ）に関する一部のネット情報

埼玉県は、女性トイレを廃止・減少させ、民間を含めたあらゆる施設に、いわゆるオールジェンダートイレを設置することを義務付ける方針を定めたというもの

これは事実ではない

県の考え方（埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針）

県有施設において、女性トイレ、男性トイレとは別に、誰でも使用できる、いわゆるオールジェンダートイレなどの設置を検討する

性の多様性への合理的な配慮に係るトイレ設置の考え方

埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針（令和5年3月）

- 策定根拠：「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」第10条（性の多様性への配慮）
- 県の事務事業において、講ずべき合理的な配慮について、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたもの
- 「制度、サービス、手続き等」、「施設・設備の整備」に係る合理的な配慮の考え方を整理

県指針の県有施設に係る該当箇所（抜粋）

（1）既存のもの

ア 可能な限り性別に関わらず利用できるエリア（トイレ、更衣室など）を設け、その旨表示を行うものとする。

（例：性別区分のないトイレについて、「誰でもトイレ」「オールジェンダートイレ」「どなたでもご自由にお使いください」などと表示する）

なお、性別に関わらず利用できるエリアの利用については、必ずしも全ての当事者が希望するものではないことに留意する。

イ 当事者のニーズに応じ個別対応が可能か検討するものとする。（例：当事者だけが使用できる時間帯の設定）

ウ 性別に関わらず利用できるエリアを設けている場合は、その旨をホームページによる周知、案内板等による表示を行うものとする。

（2）新設・改修の予定があるもの

性別に関わらず利用できるトイレや更衣室などの設置を検討するものとする。

パートナーシップ宣誓制度に対する県の考え方

パートナーシップ宣誓制度に対する県の考え方

パートナーシップ宣誓制度は、市町村が担うことが相応しい

- パートナーシップ宣誓制度は、婚姻関係の届出に相当する
- 婚姻の届出は、戸籍法により市町村の法定受託事務として定められている
- パートナーシップ宣誓制度についても国が方針を決定し、それに基づき市町村への届出とすべき

宣誓制度の届出の有無に関わらず、等しく同性パートナーの権利が認められる埼玉県へ

性の多様性を尊重した県の制度や手続きの見直し

生計を共にするLGBTQの方の権利や身分に関する県の制度や手続きについて、実効性のある措置を講じる

市町村等の「パートナーシップ宣誓制度」の宣言やパートナーシップ宣誓制度の自治体間連携協定の有無に関わらず、権利や身分に関する効果は等しく扱われる